



原
本

22総総法審第111号

裁 決

[Redacted]

審査請求人

[Redacted]

東京都渋谷区代々木1-42-4

代々木総合法律事務所

上記代理人 弁護士 戸舘 圭之

処 分 庁 小金井市長

審査請求人が平成22年5月31日に提起した生活保護法78条の規定に基づく支給済み保護費の徴収決定処分に係る審査請求について、口頭意見陳述の機会を設けた上で、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、審査請求人に対し、平成22年4月23日付けでした生活保護法78条の規定に基づく支給済み保護費の徴収決定処分（小福地発第52号）を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）

に対して、平成22年4月23日付けでした生活保護法（以下「法」という。）78条の規定に基づく支給済み保護費の徴収決定処分（徴収決定額3,882,702円。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第2 経緯（保護申請書、資産申告書、保護決定通知書、住友生命保険相互会社の回答書、本件処分通知書等）

1 請求人は、平成21年1月26日付けで、小金井市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）に対し、法による保護申請（以下「本件申請」という。）をした。

本件申請時に、請求人及び請求人の妻である[]さん（以下「請求外[]さん」という。）から提出された資産申告書の「生命保険その他の保険」の欄には、それぞれ、契約先を[]生命保険相互会社とし、保険金受取人を請求外[]さんとする保険（月額保険料11,555円）1種類のみが記されていた。

また、本件申請に係る添付資料の一つとして、請求人名義の、[]銀行[]支店の預金通帳の写し（以下「本件通帳写し」という。）が提出され、そこには、平成20年10月27日、同年11月27日及び同年12月29日の引出し金額の欄に、それぞれ、「11,555（円）[]セイメイ ホケンリ」及び「13,992（円）[]セイメイ ホケンリ」の記載があった。

2 福祉事務所長は、平成21年3月3日、請求人に対し、同年1月28日を開始日とする、法による保護を開始した。

3 福祉事務所長は、平成22年2月18日、法29条に基づく調査を実施し、同年3月31日、[]生命保険相互会社から、次の保険契約（以下、順に本件保険1、本件保険2、本件保険3及び本件保険4という。）がある旨の回答を得た。

① 証券番号 []

契約者 被保険者

死亡受取人 満期受取人 契約者

保険種類 養老保険

契約日 平成5年7月1日

保険料 月払 11,555円

解約時支払額(3月23日現在) 1,163,670円

② 証券番号

契約者 被保険者

死亡受取人 契約者

保険種類 教育保険

契約日 平成4年12月1日

保険料 月払 13,992円

解約時支払額(3月23日現在) 1,464,325円

③ 証券番号

契約者 被保険者

死亡受取人 年金受取人 契約者

保険種類 個人年金保険

契約日 平成6年3月25日

保険料 年払 112,158円

解約時支払額(3月23日現在) 2,353,589円

④ 証券番号

契約者 被保険者

死亡受取人

保険種類 教育保険

契約日 平成5年10月1日

保険料 年払 165,717円

解約時支払額(3月23日現在) 2,782,722円

4 処分庁は、平成22年4月23日付けで、請求人及び請求外 さん

に対し、法78条の規定に基づく支給済み保護費の徴収決定（本件処分）を行った。

第3 当庁の判断

1 請求人の主張についての検討

請求人の主張は、要するに、以下のとおりであり、この点から本件処分の取消しを求めているものと解される。

法78条による徴収が認められるためには、「不実の申請」がなければならないが、請求人は、本件申請時、妻名義の保険契約の存在を認識していなかったから、「不実の申請」にはあたらない。

また、請求人は、自己の契約に係る生命保険と学資保険については、本件申請時に申告している。

処分庁は、請求外□□さん名義の保険だけでなく、請求人名義の保険についても申告していなかったものが存在するから、「不実の申請」にあたりと主張しているが、請求人が、本件申請時に処分庁に提出した本件通帳写しによれば、二つの保険料が引き落とされていることが確認できるものであり、処分庁の調査不足に原因があるから、本件処分は違法・不当である。

2 判断

(1) 法78条によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる」とされている。

(2) これを本件についてみると、処分庁は、本件申請時に提出された本件通帳写しには、本件保険1に係る保険料（11,555円）の引き落としのほか、本件保険2に係る保険料（13,992円）の引き落としが記載されていることから、請求人は、申告した本件保険1以外に、少なくとも、請求人名義の本件保険2が存在することを十分認識

していたと考えられるので、これを申告しなかったのは「不実の申請」にあたりと主張する。

しかしながら、法78条を適用するには、被保護者において、真実を隠蔽し、不正に保護を受給しようとする故意が認められなければならないところ、上記のとおり定期的に二つの保険料の引き落としが記載されている本件通帳写しを提出すれば、処分庁が、本件保険1以外にも保険契約が存在することを疑い、調査を行うことは容易に推測し得るところであるから、請求人に、本件保険2を隠蔽しようとする故意があったと認定するのは、困難であるといわざるを得ない。

- (3) また、処分庁は、請求外□□さんを契約者とする本件保険3及び本件保険4について、請求人が、これらの存在について認識していなかったとしても、世帯単位を原則とする生活保護制度では、配偶者の資産についても申告の義務があるから、世帯として「不実の申請」にあたる旨主張する。

しかしながら、前記(2)で述べたとおり、法78条を適用するには、被保護者において、真実を隠蔽する故意が認められなければならないから、請求人が、本件保険3及び本件保険4の存在を認識していなかったとすれば、法78条のいう「不実の申請」にはあたらないといわざるを得ない。そして、請求人がこれらの保険の存在を知らず、故意に虚偽の申告をし、あるいは、請求外□□さんに虚偽の申告を行わせたものとまで認定するに足る的確な証拠は提出されていない。

- (4) 以上のことからすると、請求人に対し、法78条の規定に基づきなされた本件処分は、法の適用を誤った違法があるといわざるを得ない。

3 結 論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法40条3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成23年2月22日

審査庁 東京都知事 石原 慎太郎

